

栃木県学校生活協同組合 組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則

第1章 目的

(目的)

第1条 栃木県学校生活協同組合(以下「学校生協」という)の組合員及びその家族が、学校生協の事業を利用することに関して以下のとおり定めるとともに、さらにその利用代金支払いに関する以下のとおり定める。

第2章 事業の利用

(利用限度額)

第2条 組合員の一回あたりの利用限度額を30万円とする。

2. 組合員の家族については、一回あたりの利用限度額を10万円とする。

3. 組合員及びその家族の一回払い及び分割払いの合計の利用限度額を100万円とする。

4. この規則にかかわらず、なお利用を必要とする場合には別途に事前の協議を行う。

(換金、転売等の目的外利用の禁止)

第3条 組合員及びその家族は、換金や転売等の学校生協事業の本来の目的から逸脱する不正または不当な利用を行ってはならない。

(事業の利用停止)

第4条 定款第3条「事業」の定めるところ以外の目的外利用と認められる場合は、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

2. 本規則第2条「利用限度額」の定め違反する場合には、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

3. 本規則第3条「換金、転売等の目的外利用」の事実を認めた場合は、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

4. 本規則第7条「支払い義務」第1項の定め違反する場合には、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

(事業の利用停止の解除)

第5条 本規則第4条に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完遂したときは、学校生協は事業の利用の停止を解除することができる。

(所有権の留保)

第6条 組合員が利用代金の支払いが完了するまでは、当該商品等の所有権は学校生協に留保されるものとする。

第3章 利用代金の支払い

(支払い義務)

第7条 組合員は、利用代金を遅滞なく支払う義務を有する。

2. 学校生協グループ保険及び学校生協積立年金の保険料については、所定の期日を超えてなお入金されないときは、本人に通知のうえで脱退の扱いとする。

(支払い方法)

第 8 条 一回払い、分割払いにおける支払いの方法は、基本口座振替払い、口座振替払いまたは振替払いの何れかの方法とする。

2 . 分割払いの方法は「 栃木県学校生活協同組合指定商社による販売および支払いに関する規程」に定める方法とする。

(請求書の再発行手数料)

第 9 条 利用代金が、所定の期日を超えても入金されないときに、請求書を再発行する場合は手数料を加算する。

2 . 前項に定める請求書の再発行手数料は、 1 0 0 円 (別途消費税加算) とする。

3 . 前各項に定める手数料は、請求書を再発行する毎に加算する。

(組合員資格喪失時の支払い方法)

第 1 0 条 組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を速やかに一括して清算しなければならない。

(期限の利益の喪失)

第 1 1 条 組合員は、利用代金の支払いを怠った場合には、学校生協からの通知・催告を要せず、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

(連帯保証人、公正証書)

第 1 2 条 本規則第 7 条、第 8 条に定める支払いを履行できないと認められたときは、当該組合員は支払いの債務を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

2 . 前項の場合には、返済計画書内容等を公正証書に記載し、併せて執行認諾の文言を記載するものとする。

(除名)

第 1 3 条 この規則にもかかわらず支払義務の不履行が認められる場合には、定款第 1 2 条の定めにより総代会の議決によって除名することができる。

附則

(合意管轄)

第 1 4 条 この規則にかかわる一切の訴訟については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(通知)

第 1 5 条 この規則は、組合員に配付するほか、ホームページに掲載するものとする。

(改廃)

第 1 6 条 この規則の改廃は、理事会にて行う。

(施行)

第 1 7 条 この規則は 2 0 1 1 年 5 月 2 3 日から施行する。

2 0 1 1 年 9 月 2 0 日 一部改正